

用語「普通教育」の生成と問題

—「職業訓練」忌避観醸成の背景—

田中 萬年・村瀬 勉

目 次

はじめに

I. 現状編

1. 「普通教育」への妄信と職業訓練忌避観
2. 「普通」と「普通教育」の概念

II. 経過編

3. 「日本国憲法」における「普通教育」の規定
4. 教育関係法における「普通教育」の規定
5. 国際的規程における関連用語
6. 「普通教育」普及の背景と性格

III. 創成編

7. 『米欧回覧実記』における使用と普及
8. 『理事功程』における初出
9. 欧米見聞の目的と内容
10. フルベッキの"popular education"
11. "popular"の概念
12. 新島襄の"universal education"

おわりに

はじめに

職業訓練はその重要性が注目されるのに反し、正しく認識しようとする機運があるとはいえない。この大きな要因は、わが国の極めて歪な教育觀によると考える。したがって、この問題の解決は職業教育問題の終点になる。

その「職業教育」はわが国では衰退の一途であり、これは普通教育偏重觀の反映といえる。戦前「職業教育」は「実業教育」と呼ばれている。その言葉が成立した背景には政治的問題が絡んでいたことを齊藤健次郎が明らかにしている⁽¹⁾。近年では「キャリア教育」という言葉により教育改革を模索しているが、それは旧来から使われてきた「職業教育」とは明らかに意図が異なる⁽²⁾。また、日本教職員組合は「普通職業教育」を提唱している⁽³⁾という。このように職業教育に関する言葉はますます多様化している。「標語を作るのは守られていないからだ」とのニヒルな意見がある。職業教育もこれに当てはまるのではなかろうか。

一方、「普通教育」は戦前から余り疑問に思われず、今日では誰も疑わない言葉として通用し、それを国民は信奉している⁽⁴⁾。このことについて、本田由紀が「職業教育への蔑視や不信が社会全体に縦じて色濃いがゆえに、『普通教育』が体勢・主流であり尊重されるような教育システムが形づくられて、今日にいたっているのである」と述べている⁽⁵⁾。職業教育への蔑視觀があれば職業訓練が尊重されるわけはない。この職業教育蔑視の問題は、「普通教育」政策により生じていると考える。問題を明確化し、その打開無しに本質的な「職業訓練」忌避観を解消しないといえる。

何故なら、外国人留学生と話すと分かる。彼らは「普通教育」の言葉の意味が分からぬといふ。日本人が持つ職業訓練への忌避観を持たない留学生は、日本人が疑いを持たぬ「普通教育」という言葉を理解出来ない。このことは職業訓練の捉え方の問題にとどまらず、対置概念として用いられる「普通教育」の觀念に問題があることが窺えるのである。

このように日本人特有の「普通教育」観になった背景を解明する事は今日の教育改革にとっても重要である。例えば、田中喜美は「普通教育としての技術教育の教育目的への問い合わせ、への普遍性のある解答の再構築が課題になっている」と述べている⁽⁶⁾ように、非主要教科においては「普通教育」としての教育目的の確定が欠かせないのである。

なお、「普通教育」を脱構築する論理も追究されている。今日では“学力低下”という汚名を着せられた「総合学習」はその論理を求めたのであった⁽⁷⁾。

これらの「普通」とは異なる視座から、「フツー」の言葉を用いて進路問題や職業、生活を考える著作も出ている⁽⁸⁾。ただ、「フツー」であってもやはり「普通」問題と同様にその概念の論理を求められる。

周知のように、職業訓練は職業教育に隣接している。職業教育が重視されない社会は、より以上に職業訓練が軽視される問題が派生する。本稿の目的は、職業訓

練にとって遺憾な風潮を拡げてきた大きな要因といえる「普通教育」観の歴史的経過を解明し、その問題点を明らかにすることである。

初めて用語「普通教育」が使用されたのは、1871(明治4)年から1873(明治6)年にわたる岩倉具視米欧使節団の目的の一つ教育視察の、報告書『理事功程』においてである。この使節団の目的はフルベッキ⁽⁹⁾が大隈重信・岩倉具視に建議した「ブリーフ・スケッチ」に基づいていた。教育視察は、その建議の重要な項目の一つである"Popular Education"に関する調査を行っている。

"Popular Education"は「国民教育」または「庶民教育」の意味であろう⁽¹⁰⁾。したがって、『理事功程』においても「普通教育」ではなく「国民教育」または「庶民教育」を使用するのが適切であった。それがどのようにして「普通教育」に転換したのか、本稿ではその経過をも解明したい。

I. 現状編

先ず、「教育」の言葉が問題となる。一言で言えば、国民は「教育」の言葉を誤解したまま妄信している、ということである⁽¹¹⁾。このことは、「普通教育」に増幅されて反映されている。その「普通教育」信奉の現状を明らかにしてみよう。

1. 「普通教育」への妄信と職業訓練忌避観

「はじめに」にも記したが、「普通教育」への盲信は日本人の特色である。そのため、教育の専門家であってもその定義は明確ではない。例えば、『新教育学大事典』⁽¹²⁾は「普通教育」を次のように定義している(扇屋尚記述)。

意義 国民が人間として一般に受けるべき共通の内容とされている基礎教育。部分の追求よりも全体性の追求によって、自由な人間性の実現を目指す教育である。普通教育は国民の社会生活、文化生活に共通する経験全体の構造を見通した上で、その構造にとって基本的な知識、技能および態度の育成を図ると同時に、これを通して一人一人の可能性の全面的開花と人間性の調和的全体的開発——頭(知性)心(感性)手(勤労)——に努めるものであって、この全面的調和的発達の方向づけの下で個別的に部分の追求に当たる職業・専門教育が実施される。この個別的部分性に制限されず、これを越えてすべての人々に自由な人間性の開発がなされるという意味で、普通教育は人間形成の基礎教

育である。

こうした普通教育観念に深く関連して、義務教育や公教育制度が生み出され、今日では普通教育は、国家的規模で教育に政府が一定水準の国民の形成に関心をもつ、いわゆる国民教育制度上の用語となっている。わが国ではすべての子どもに9年間(小学校6年—初等普通教育、中学校3年—中等普通教育)を義務教育として保障しているが、普通教育は義務教育に限定されるものではない。普通教育の機会の拡充は、すでに高等学校段階(高等普通教育)を越えて、大学教育に及んでいる。わが国では大学教育レベルの普通教育を一般教育とよんでいる。

ここでは「普通教育」の意義を述べているが、第1文に限らず、結論は「普通教育」は「基礎教育」と定義しているだけである。その流れで最後に高等教育段階では「一般教育」としている。このように、「普通教育」の意義付けは明確ではない。

上記の事典は「意義」に続き「歴史」と「課題」を記しているが、「歴史」はわが国については「教育令」以降の解説であり、何故に「普通教育」が使用されるようになったかの説明はない。また、「課題」では(1)同化機能と異化機能との関係、(2)情報化社会の普通教育、そして(3)では次のように述べている。

(3)普通教育と技術・職業教育 「学校教育法」による

と、中等普通教育を実施する中学校の教育目標の一つに「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度……を養うこと」(第 36 条)が掲げられているように、普通教育は反職業的、非職業的教育ではなく、職業との共存を認めるものである。それは、特定の職業に就くのに必要な知識・技能ではなく、生産・消費過程の一般的理解と労働参加に必要な一般技術の習得によって、職業選択の自由な条件を創り出すように真剣な努力をなすべきである。

第 1 文は事典の課題を述べるのに法律の解説で終わっているという苦しさを表している。「普通教育は反職業的、非職業的教育ではなく、職業との共存を認めるものである」とするなら、何故に職業高校を戦後に整備したのかについては説明になっていない。そして、第 2 文で、「普通教育」は「特定の職業に就くのに必要な知識・技能ではな」いとしている。つまり、「普通教育」の説明で、「普通教育」が職業教育を忌避していることを前提としている。また、「職業選択の自由な条件を創り出すように真剣な努力をなすべきである」の主語は「普通教育」が反職業的、非職業的になっていることを認めているようでもある。これではせっかくの「課題」の解説は意味不明と言わざるをえない。

このように職業教育は「普通教育」に対置されるが、「普通教育」としての意義を論理的に解説することが困難な事態を示している。にもかかわらず、「普通教育」への信奉が高いことは、わが国の教育観の未熟さを表していると言える。

例えば、職業教育は人間形成にとって有害であるかのように論じられる場合がある。そして、学歴社会を反映して、「普通教育」は職業教育よりもランクの高い教育というニュアンスを与えている。このような教育観では職業教育が位置付かないのは当然である。ましてや発展する訳はない。そして、「普通教育」論は、教養が全てに勝るという教養主義の思想に連なり、その先に職業訓練への忌避觀が醸成されるのは不思議ではない。

換言すると、職業だけを追究していると教養は備わらないという考え方である。何のための教養かが問題であろうが、事実として、職業を核として知識も教養も高めている職人、労働者は多数いる。仕事をしながら教養は身に付くのである。職業を修得する過程で人間形成が行われるという教育論を「職業陶冶論」としているが、これは古くからある。

ルソーが『エミール』⁽¹³⁾において以下のように述べ

ていたことは職業陶冶論の端緒であろう。

「わたしはどうしてもエミールになにか職業を学ばせることにしたい」(353 頁)。それは「体質を強め健康を増すために手の労働と肉体の訓練が有効であることをながながと証明するようなことは」(60 頁) 必要ないからである。その具体的対策としては「かれを親方に仕立てあげるために、いたるところで徒弟になるがいい」(328 頁) としている。その目的を、「私たちは職人修業をしているのではなく、人間修業をしているのだ」(361 頁) としている。そして「かれは農夫のように働き、哲学者のように考えなければならない」(364 頁)。なぜなら「働くことは社会的人間の欠くことのできない義務だ」(348 頁) からである。そして、ルソーは貴族の子弟も職業を学ぶべきとし(同書 349 頁)、貴族は職業を学んでいないことを批判している。

上に引用したルソーの言葉は、貴族がいわゆる教養教育を受けていたことを批判した、職業陶冶論である。つまり、教養を中心とした貴族の教育論を否定した "éducation négative" (非教育) であったといえるのである⁽¹⁴⁾。

ところが、教育権論でつとに有名な堀尾輝久はワロンの「職業が教養の出発点」であり、「労働を教養の基礎にする」を引用して労働や職業を重視する見解も発表している⁽¹⁵⁾。しかし、「教育」の定義になるとそれらを無視している。つまり、「教育は、一人ひとりの子どもの能力の可能性を全面的かつ十分に開花させるための意図的営みであり、教材を媒介として子どもの発達に照応した学習を指導し、発達を促す営みである。そしてそのことを通して社会の持続と発展をはかる社会的営みである。」と定義している⁽¹⁶⁾。この定義では「開花」及び「発達」を用い "education" の "development" 的であるが、子ども(学校)に限定していること、社会との連続性を意識しているが具体的な労働・職業についての連続性には触れていないことが分かる。この堀尾の考え方は次節で紹介するように、「日本国憲法」を前提とした教育権論から出てくる帰結である。つまり、堀尾の教育権論は趣旨が一貫していないのである。

このように教育権論に職業教育が位置付かないのは職業訓練が社会的に評価されないのは明らかである。この堀尾の考え方は既に分析した⁽¹⁷⁾ ように、「日本国憲法」のみを前提とした教育権論から出てくる極めて日本的な精神の帰結なのである。

なお、「教養」の言葉は中国語ではなく、わが国で明治期に創られたことも興味深い。堀尾が「教養」を重視する時、その歴史的背景をどのように整理している

かを確認すべきであろう。つまり、その「教養」はさかのばれば貴族の学問であり、知識であったからである。その教養を学ぶために教えを受けることが貴族の教育であったからである。

「普通教育」について根本的な問題提起をしているのは竹内常一である。竹内は、「教育基本法」のなかでもっとも等閑に付されてきたのが「普通教育」であるとして、その理由は戦後教育改革が「明治以来の義務教育学校のシステムを引きついだことと無関係ではない。」⁽¹⁸⁾ としている。ところが、竹内は「憲法・教育基本法の『普通教育』というのは、教育勅語にもとづいて『帝国臣民』を教育することを目的にした戦前の『普通教育』とはちがって、『平和的な国家及び社会の形成者』(教育基本法第一条)を育成することを目的としているものである。」として、戦後の教育は戦前を改革した新たな教育であるという⁽¹⁹⁾。

この竹内の論に対し、本稿は、戦後改革は幻想であったという観点から、竹内の言うこれまで等閑に付された明治以来の普通教育の問題の根源を解明しようとするものである⁽²⁰⁾。その視点は、どのような経過で「帝国臣民」を教育する言葉として「普通教育」が適用されたのかについての経過の解明が最大の関心となる。

2. 「普通」と「普通教育」の概念

「普通教育」を信奉している根源には、「普通」の言葉にも信奉があることが窺われる。「普通」とは何か、が問題となるが、「普通」の語源は明確ではない。『日本国語大辞典』(小学館、第2版・2001年)によれば1111年頃の『江談抄』に表れている。「現代中国語に『普通』は存在するが、古典漢籍・漢訳仏典には用例が見いだせない。」としている。西周は『百学連環』(1870-71頃)にて「学術に二つの性質あり。一は common (普通) 一は particular (殊別) 是なり。普通とは一理の万事に係はるを云ひ、殊別とは唯だ一事に関するを云ふなり」と述べている。

上のように「普通」は明治初期に頻繁に使われ始めたようである。『広辞苑』の前身である『辞苑』(博文社、昭和10年)は次のように定義している。

①あまねく通ずること。②よのつね。なみ。あたりまへ。通常。一般。

それでは、戦後の『広辞苑』における定義の変遷を見てみると以下のようになっている。

〔初版、昭和30年〕

①あまねく一般に通ずること。②よのつね。なみ。通常。一般。

〔第2版、1969年〕

①あまねく一般に通ずること。②通常であること。なみ。一般。↔特別。専門。

〔第3版、1983年〕

①ひろく一般に通ずること。②どこにでも見受けるようなものであること。なみ。一般。↔特別。専門。

〔第4版、1991年〕

①ひろく一般に通ずること。②どこにでも見受けるようなものであること。なみ。一般。↔特別。専門。

〔第5版、1998年〕

①ひろく一般に通ずること。②どこにでも見受けるようなものであること。なみ。一般。↔特別。専門。

〔第6版、2008年〕

①ひろく一般に通ずること。②どこにでも見受けるようなものであること。なみ。一般。↔特別。専門。

上のように時代によって特に大差はなく、戦前の『辞苑』からも大きな変化はないといえる。このことは、「普通」観念が戦前から有ったことを意味している。

次に、英語との関係を見てみよう。「普通」を『新和英大辞典』(研究社、第5版、2006年)を見てみると以下のように様々な英語が用いられている。

普通の [常態の] normal; regular; [通常の] ordinary; common; usual; (日常の) everyday; (習俗的) conventional; [一般的] general; universal; [中位の] medial; (凡庸の) mediocre; (並の) average; commonplace; run-of-the-mill

また、「普通」を用いたわが国の言葉を見てみると以下のようになっている(部分選択)。

普通科 a general [regular] course.

普通会員 an ordinary member.

普通学級 a regular class.

普通貸付 a regular [an ordinary] loan.

普通株 common stock; an ordinary share.

普通建築 civil architecture.

普通鋼 plain steel; carbon steel.

普通高等学校 a general [an ordinary, an academic] high school.

普通小切手 an open check.

普通車 [列車の] an ordinary car; a second-class car.

普通席 [特別席に対して] an ordinary seat; [予約席に対して] an ordinary seat, an unreserved seat.

| | |
|------|-----------------------|
| 普通葉 | a foliage leaf. |
| 普通預金 | ordinary deposit. |
| 普通列車 | a slow [local] train. |

上のように「普通」に該当する英語は様々用いられ、英語では異なる言葉に対し日本人が如何に「普通」の言葉を多用しているかが分かる。日本人は「普通」に安心感を得ているのである。このように、「普通」の用語は感覚的であるため、日本語の同じ言葉であっても辞書が異なれば英語の訳が異なる場合がある。

つまり、わが国の「普通」の言葉の概念は定まった言葉ではないといえる。その中の一つが「普通教育」であり、「普通教育」に定まった定義が有るようには思えない。

それでは、『辞苑』と『広辞苑』における「普通教育」の定義の変遷を次にみてみよう。

『辞苑』、昭和 10 年

国民一般に必要な期で、初等普通教育（小学校）と高等普通教育（中学校・高等女学校・高等学校）とに大別する。

『広辞苑』〔初版、昭和 30 年〕

人種・信条・社会的地位・性別・能力などによって差別を付けることなく、すべての青少年に対して、人間として、また一市民として、一般に必要な教養をあたえる教育。近代国家では初等普通教育（小学校・義務制）、中等普通教育（中学校・義務制）、高等普通教育（高等学校）のごとくいう。↔専門教育

〔第2版、1969年〕

国民あるいは社会人として、また人間として、一般共通に必要な知識・教養を与える教育。現在のわが国の学校制度では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階としている。↔専門教育。

〔第3版、1983年〕

国民あるいは社会人として、また人間として、一般共通に必要な知識・教養を与える教育。現在のわが国の学校制度では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階としている。↔専門教育。

〔第4版、1991年〕

職業にかかわりなく一般共通に必要な知識を与え教養を育てる教育。現在のわが国の学校制度では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階としている。↔専門教育。

〔第5版、1998年〕

職業にかかわりなく一般共通に必要な知識を与え教養を育てる教育。現在の日本の学校制度では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階。↔専門教育。

〔第6版、2008年〕

職業にかかわりなく一般共通に必要な知識を与え教養を育てる教育。現在のわが国の学校制度では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階。↔専門教育。

注目すべきは、第4版以降は冒頭に「職業にかかわりなく」とし、その対置概念の言葉としては最後に「専門教育」を掲げていることである。このことは、後に述べる明治初期の「普通教育」の解説とも合致し、普通教育が初等教育と中等教育であり、高等教育が専門教育であることを前提とした、教育段階を意識した定義になっていることを表している。つまり、一般国民や教育関係者が意識する「職業教育」としての対置としての「普通教育」ではないことを意味している。

このように、多様な意図を孕んでいた「普通」に「教育」が付加された「普通教育」という言葉は相乘的にその概念が拡散することは必然であろう。

では、和英辞典でこのことを見てみよう。例えば『新和英大辞典』（研究社）は「普通教育」を次のように定義している。

general education; [初等] elementary [primary] education.

しかし、この定義はわが国で統一的ではない。

『和英中事典』（旺文社、1988年）と『プログレッシブ和英中辞典』（小学館、2002年）の"general education"を除けば、『和英対訳大辞典』（日本アソシエーツ、2005年）は"common education, general education, universal education"であり、『和英辞典』（講談社、1982年）、『グランド新コンサイス和英辞典』（三省堂）、『エッセンシャル和英辞典』（旺文社、1987年）、『ヴァカーリスタンダード和英辞典』（上智学院、1990年）、『竹原和英大辞典』（名著普及会・1983年）でははいずれも"common education"である。このように「普通教育」の英訳は明確ではない。

ところで、重要なことは主要な英英辞典には"common education", "general education", "universal education"が無いことである。「日本国憲法」の「普通教育」の英訳である"ordinary education"もない。つまり、わが国の「普通教育」の用語を英語では一般に

用いていないことを示しており、ここにわが国の特異性が認められる。和英辞典や英和辞典は日本人が編集した辞典であり、すでに明治以降の日本的な感覚によって辞典が編集されているといえるのである。

ただ、“*dictionary of education*”⁽²¹⁾では“general education”を次のように定義している。

(1) those phases of learning which should be the common experience of all men and women;(2) education gained through dealing with the personal and social problems with which all are confronted; purposes and programs of general education may be described with reference to three different and in some respects opposing philosophical foundations: (a) rationalism, (b) neohumanism, and (c) naturalism or instrumentalism.

上のように、“general education”はわが国の「普通教育」の概念とは異なるといえる。それは、知識のみを対象としているのではなく、経験“experience”を共通に学ぶことが第一義の課題なのであり、その目的は「哲学の基礎」として学ぶことが強調されていることである。「経験の学習」が“general education”的重要な意義なのである。決して押し付ける知識の「教育」ではないのである。

上の辞書は“general education”的定義の掲載に対し、しかしながら“common education”も“ordinary education”的用語を掲載していないことも注目してお

かねばならない。

先に指摘したように、わが国で使用されている「普通教育」の概念は使用している教育段階のレベルによってもその意味に区別がある。このことは法令規定に一因がある。「日本国憲法」では「国民は…保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。」であり、極めて初步的、基本的な内容であることを想起させる。しかし、「学校教育法」では小学校の「普通教育」のみならず、中学校では「中等普通教育」とし、高等学校では「高等普通教育及び専門教育」としている。特に、高等普通教育は専門教育と対比していることを見ると、これは「日本国憲法」の普通教育とは異なった意味を持たれているといえる。つまり、義務教育段階での「普通教育」と高等学校段階における「普通教育」があることになり、それらが概念の説明もなく同じ法律に同じ用語で規定されているのである。これでは「普通教育」とは何か、分からなくなるのは当然である。このような「普通教育」が戦後にも用いられてきた経過には明治期の特殊な事情が有ったと思われる。

「普通教育」の概念が輻輳している要因の一つには、それが教育の制度を現しているのか、または教育の内容を表しているのかが明確でない事例もある。上に紹介した規定は制度のようでもあるが、断定できなく、その論議では教育の内容を表している場合もあるからである。

以下では、「普通教育」の歴史を遡ってその問題を解明したい⁽²²⁾。

II. 経過編

今日「普通教育」に疑問が生じなくなった最大の要因は、「日本国憲法」に「普通教育」が規定されたためであろう。つまり、戦前の「大日本帝国憲法」には教育に関する規定はなく、教育は政府の専決として勅令により実施されていたのである。そのような中で、憲法に規定されれば、国民はこれを信奉することになるのは自然であろう。では、明治憲法になかった教育の条項は如何にして規定されたのであろうか。

3. 「日本国憲法」における「普通教育」の規定

今日の「普通教育」の根拠となっている「日本国憲法」は次のように規定している。

第 26 條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有

する。

すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。
義務教育は、これを無償とする。

上の「日本国憲法」の公式英訳における「普通教育」は “ordinary education” である。それでは「日本国憲法」にどのような経過により「普通教育」が規定されたのであろうか。

「日本国憲法」はマッカーサー草案を参考にして制定されたことは周知の事である。そこでマッカーサー草案における「教育」に関する規定を見ると、Article XXIV の第 2 項に次のように記されている。

Free, universal and compulsory education shall be

| established.

このようなマッカーサー草案を参考にして「日本国憲法」が制定された。マッカーサー草案における "Education"に関する条文は上の1文のみである。「教育を受ける権利」や「普通教育」が日本的な教育觀により規定された事は明確であるといえよう。

ところで、「日本国憲法」における「普通教育」と「義務教育」の用語の原案は「初等教育」だった。つまり、政府の「憲法改正草案」は「初等教育を受けさせる義務を負ふ。」という文であった。これは明らかにマッカーサー草案を前提とすれば國の義務を明言した意味である。また、後に國際規程で紹介するように、近代國家では初等教育は國が國民に施すべき当然の施策（義務）である。その「初等教育」が「普通教育」に訂正されたのであるが、このいきさつは以下の通りである。

先ず、憲法改正審議の秘密会である昭和21年8月1日の衆議院帝国憲法改正案委員小委員会において次のように議論される⁽²³⁾。

386 ○芦田委員長 ではまあ一應其の位で——それでは二十四條をもう一度確める爲に検討致しますが、第二項、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負ふ」、此處を普通教育と言つてはどうか、普通教育と言ふと中等教育を含むやうな意味に今まで解されて居るのだが、それは併し法律で以て保護者が負ふべき義務の範囲を決めるのだから、一應其の程度の文字ではどうだらうか

387 ○林(平)委員 普通教育と言ふと、今まで使ひ慣らされたのは中等教育まで——中等教育を指して居るやうに思ひますね、初等教育と普通教育と専門教育と大體三つに分れて居るやうな常識になつて居る譯ですが、普通教育の義務を負はせると云ふと大變な是は幅が廣くなるし、「法律に定めるところにより」はあるのですから、「教育」で如何でせうか

388 ○佐藤(達)政府委員 此の普通教育と云ふ言葉は國民學校——是れは國民學校令に依りますと、初等普通教育を施すと云ふ風に文字が使つてございます、それから中等學校は高等普通教育を施すと云ふ風になつて居りまして、國民學校の分が入つて居ることは是今までの制度から申しまして明瞭でございます、そこで何もなしで唯「教育」とやつたらどうかと云ふ御話は此の間から屢々承はりましたけれども、それではどうも憲法の指導精神が出ませぬものですから——狙ひ所としては、やはり何か多少手掛りになるものが欲しい

394 ○芦田委員長 では二十四條の第二項の方は「普通教育」と云ふことに改めますから、「普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」、それから第二十六條……

上のように、「初等教育」の「普通教育」への訂正は芦田委員長による提案から始まった。その提案に概念的な質問が出されるが異論は無く、上のような簡単な質疑で委員会での議論を終え衆議院に送られた。衆議院の本会議でも異論は無く、貴族院へ送られた。

上の改正案を受けて、昭和21年9月19日の貴族院帝国憲法改正案委員会では、次のような確認がされた。

094 ○佐々木惣一君 それでは是は今此處で私も考がはつきりとして居りませぬし、今聞くのぢやありませぬですけれども、併し例へば初等教育と云ふことになりますと、法律を離れても今日は自から概念が決つて居ります、何となく一般國民が…、内容の具體的のことは別とみて、どう云ふものであるか、普通教育と云ふことはなかなかさうは行かぬからして、矢張り是は願くは、私も決してさう云ふ觀念がはつきりして居りませぬ、實際申上げますれば…、政府の方でも、本憲法に謂ふ「普通教育」と云ふのはどう云ふことを言ふのであるかと云ふことに付て、觀念を御決めになつて置く方が宜いと思ひまして、將來さう云ふことが出来ますなら御願ひしたいと、斯う云ふ風に思ふだけであります、此の問題に付て…、それから「その保護する兒童」…「兒童」が「子女」になつたと云ふ御説明は分りましたが、(以下略)

118 ○川村竹治君 私は條文の解釋に付て、此の二十六條第二項ですが「國民は法律の定めるところにより」云々とあつて「教育を受けさせる義務を負ふ」、それで「義務教育は、これを無償とする」斯うあるのですが、此の普通教育と云ふものには、中等程度の教育も無論入ると思ひますが、何處迄入るのでありますか、それが一點、それからして「義務教育は、これを無償とする」と書いてあるから、之を有償とすると云ふことは出來ぬのぢやないかと思ひますが、それは有償と云ふことが出来るのでありますか、此の二點を御伺ひ致したい

119 ○國務大臣(田中耕太郎君) 御答へ申上げます、御質問の第一點、普通教育の中に中等教育が入るかどうかと云ふ點でございますが、只今の處、恐らくは衆議院の修正は、現在の國民學校六年程度では義務教育として不足だと云ふ風な有力な意見もあるから、是は法律で以て決める際に譲る、だから初等教育を中等教育の方迄多少擴張致しまして、さうしてそれを含める意味に於て、普通

教育と云ふ文字を使つたのだと存じて居る次第でございます、従つて現に青年學校の教育は、御承知の通り義務教育になつて居ります、具體的に申しますと、青年學校制度を維持するかどうか、此の範囲如何と云ふことに引掛つて参る譯であります、斯う云ふ含みを持つた修正案だと存じます、それから無償のものを有償にすることが出来るかと云ふ御尋でございます、是は私立學校に付て特に問題になるのでありますが、是は官公立の場合とは違ひまして、任意に其所に入學する、其の學校の特色を認めて入學する譯でございますから、従つて假令義務教育に該當なる段階の私立學校教育でありますと、有償には爲し得ると信ずるのであります

周知のように、義務教育は戦後に中学校までに拡大された。なぜ、義務教育を中学校までに拡大すると「普通教育」となったのかについて質疑であった。

佐々木委員の概念規定の要望、川村委員のその範囲の質問に対し、田中文部大臣の回答は、衆議院での「初等教育」を「普通教育」と訂正した国会審議の経過は、青年学校を改革した中学校までを義務制にしたため、「初等教育」では文章の整合性が持てないために「普通教育」とした、という説明である。

これらの議論で違和感を感じるのは、中等教育を普通教育のみとする理解である。戦前には中等教育として職業教育があったことは明らかである。この疑問が何故出なかつたのだろうか。

いずれにしろ、文部大臣の説明を受け、委員会では政府の改正案が承認され、貴族院の本会議でも異論は出なかつたのである。このように、戦前に「普通教育」を用いていたからと言う極めて安易な発想で「初等教育」は「普通教育」に訂正され、佐々木の疑問は全く解消されなかつた。換言すれば、戦後の教育、「普通教育」が戦前の教育觀を乗り越えることなく規定されたといえるのである。竹内がいう、「明治以来の義務教育学校のシステムを引きついだ」という意味は以上のようなことであった⁽²⁴⁾。

4. 教育関係法における「普通教育」の規定

「日本国憲法」の「普通教育」の規定を受けて旧「教育基本法」は次のように規定した。

第4条 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

また、2006年に改正された「教育基本法」は次のように規定した。

第5条 国民は、その保護する子女に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

「日本国憲法」「教育基本法」では義務教育としての普通教育が明記されている。これらの法には「普通教育」の概念が明記されていず義務教育問題が拡散する事は必然である。

先に紹介したように、「日本国憲法」改正時の議論では、「普通教育」は「義務教育」と同義であった。そして、「教育基本法」においても新・旧法とも同様な規定である。

ところが「学校教育法」では第41条において、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」と規定した。

この「高等普通教育」が普通高等学校の根拠であるが、ここには重要な問題があったといえよう。それは、「普通教育」は進学教育という観念が国民に定着したからである。

これに対し、一方では今日の教育関係法に「職業教育」の用語は使用されていないのである。「普通教育」は「職業教育」の対置概念としての認識が広く国民に定着しているのみでなく、最初に紹介したように教育学研究者も認識しているにもかかわらず、「普通教育」への一般的な理解と法体系とが乖離していることを示している。それまでの“職業高校”的呼称を「専門高校」と正式に呼ぶようになったのも法律に基づくことが想定されるが、その結果、ますます職業教育は国民から離反することになることは明らかである。

5. 國際的規程における関連用語

それでは、国際的な規程ではどのように規定しているだろうか。まず、「世界人権宣言」における"Education"の条文は次のようになっている⁽²⁵⁾。

次のように「義務教育」に相当する箇所は"ELEMENTARY EDUCATION SHALL BE COMPULSORY."であり、「普

Article 26 1 Everyone has the right to education.
Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory. Technical and professional education shall be made generally available and higher education shall be equally accessible to all on the basis of merit.

「普通教育」に相当する用語はない。つまり、初等教育は国の義務であることが規定されているだけである。このように、「世界人権宣言」においては「普通教育」と訳せる用語は使用されていない。

Article 13 1. (略)

2. The States Parties to the present Covenant recognize that, with a view to achieving the full realization of this right:
- (a) Primary education shall be compulsory and available free to all;
 - (b) Secondary education in its different forms, including technical and vocational secondary education, shall be made generally available and accessible to all by every appropriate means, and in particular by the progressive introduction of free education;

“社会権規約”においても "Primary education shall be compulsory and available free to all" である。このように、「普通教育」と訳すべき言葉はない。このことは「世界人権宣言」と同様だといえる。

これらのように、初等教育のみでなく中等教育段階においても「普通教育」の観念は国際規定なく、それは極めて日本的なことが分かるのである。留学生が「普通教育」の概念が分からず、と述べたことはこのようなことであったといえる。

では、わが国独特の「普通教育」はどのように受け継がれて来たのであろうか。

6. 「普通教育」普及の背景と性格

わが国の今日の「学校教育法」に相当する最初の「学制」(明治5年)は次のように規定していた。

第 21 章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学
ハスンハアルヘカラスモノトス

第 29 章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教
ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商
業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ

「学制」は上のように規定し、小学の部で義務就学を強調していたが、それは「初級」とする意味であり

第26条 1 すべて人は、教育への権利を有する。教育は、少なくとも初等および基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。
技術教育および職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されなければならない。

また、「世界人権宣言」の文化的条項をより詳しく宣言した「経済的・社会的、文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の教育条項は次のように規定している⁽²⁶⁾。

第13条 1 (略)

- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に對して無償のものとすること。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に對して機会が与えられるものとすること。

その内容については「普通」等の言葉により規定していなかった。また、中学の部の規定では「普通ノ学科」があるが、中学は義務就学でもなかったこと、そして職業関連学校の学科を「普通ノ学科」の「外」にした観念であったといえる。このようなことからも今日の「普通教育」の概念に似ているといえよう⁽²⁷⁾。

その「普通教育」の用語を本格的に法令に用いたのは、「学制」を廃止して 1879 (明治 12) 年に公布した次のような「教育令」である。

第3条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ
其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初步ト
ス (以下略)

第4条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス
第14条 凡児童学齢間少クトモ一六箇月ハ普通教育
ヲ受クヘシ

第17条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クル
ノ途アルモノハ就学ト倣スヘシ

「学制」と「教育令」においては「普通」の位置づけに差異が有ることが分かる。すなわち、「学制」においては中学校の段階に用いていたに過ぎないが、「教育令」においては小学校に「普通ノ教育」という用語で用い、中学校では「普通ノ学科」の「ノ」が削除され

ただで用語に大きな変化が無いことである。「高等」が明記されない、職業教育を実施しない小学校、義務教育段階での「普通教育」とは何を意味しているのであろうか。

第4条の「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」という規定は、「普通教育」のレベルを表しており、「高等ナル普通学科」が、職業に関係しないことは小学校の「普通ノ教育」の内容から推測して明らかである。この規定が「普通教育」は進学のためであるという論理を後に次第に形成する役割を果たしたものと推測される。

この「教育令」が二度改正され、1885(明治 18)年の二度目の改正令を近年では「強制教育令」と呼ぶように、「普通ノ教育」「普通学科」が臣民に浸透したといえるのである。

このような「普通教育」をどのように指導するかが重要な課題となり、以後「普通教育」をシリーズ名にした教育学書(全 46 卷)が発行されたことがこのことを物語っている⁽²⁸⁾。今日的な「普通教育」の言葉が国民に定着したのはこの頃以降だといえる。

上記シリーズの1冊である『教育学』は、今日で言えば通常の「教育学概論」書であり、「普通」の言葉を

「教育」に冠して使用することがこの時代以降に一般的となったと言えよう。また、この中に第4『農業及農学』、第 17『手工科』があるように、この頃の「普通教育」概念は未だ今日の進学準備の主要教科のみを意味していなかった。

2年後には「普通教育全書」シリーズ⁽²⁹⁾も発行されたが、これも同様に、今日的な意味での「普通教育」を追究した内容ではなく、「教育学全書」のような内容である。

以上のようなことから、「普通教育」が進学準備教科と理解されるようになったのは、このころの後、特に戦後に定着したことが推測されるのである。

なお、正岡子規は『病床六尺』の中で、「常識を養ふには普通教育よりほかに方法はない。」等の「普通教育」の役割を述べた文があるが、同書は 1902(明治 35)年 5月 5 日から起稿しており、当時はすでに「普通教育」が一般化した後であり、子規の「普通教育」論が社会に影響を与えたとはいえないだろう。

以上のように、「普通教育」の用語は、「学制」公布以降、「教育令」の制定までに政府内に定着した事が推測される。『教育学大辞典』が普通教育の歴史を「教育令」から始めている欠落を解明する必要がある。

III. 創成編

それでは、その「普通教育」という言葉はどのようにしてわが国で使用されるようになったのであろうか。その「普通教育」の創世と定着過程を明らかにしてみよう。

「普通教育」の用語がわが国で使用され始める過程の各種文書と関係事項を整理したのが表1である。

7. 『回覧実記』における使用と普及

「普通教育」の用語を広く国民が目にしたのは 1871(明治 4)年から 1873(明治 6)年にわたる欧米使節団⁽³⁰⁾が報告した『回覧実記』であろう。同書の刊行は 1878(明治 11)年であり、それは先に紹介した「教育令」が公布される前年であった。『回覧実記』は好評により度々増刷されている。

即ち、『回覧実記』には「普通」の用語に関連した言葉が表2のように使用されている⁽³¹⁾。『回覧実記』の中で「普通教育」の概念を明確に想起出来る記述としては第1編「解説」にある次の文である。

米国ノ紳士ミナ熱心ニ宗教ヲ信ジ、盛シニ小学ヲ興シ、高

尚ノ学ヲ後ニシテ、普通ノ教育ヲ務ム

上のように、「普通ノ教育」は「高尚ノ学」の基本的な教育を意味していることは明らかである。それでは「普通ノ教育」とはどのような意味であつただろうか。

当然ながら、視察団は様々な学校を訪問し、欧米の教育事情から様々な知見を得ている。その学校としては各種の職業学校も合計 11 校を訪問している⁽³²⁾。

ところで、上の『回覧実記』の作製に関して、表1に見るよう『理事功程』が事前に刊行されている。当然ながら、既に指摘されているように、両者の大要は類似している。『回覧実記』を作製する過程で、現地での見聞として学校教育の実情も語られ、「普通教育」も『理事功程』の報告以降に政府部内で注目されたことが推測される。

8. 『理事功程』における初出

岩倉使節団が帰国したのは出国して約 2 年後の 1873(明治 6)年の 9 月であり、帰国後より『回覧実記』の作製を開始するが、各省の理事は回覧の素描として

帰国報告である『理事功程』を先ず上申した。文部大丞田中不二麻呂は教育関係をまとめ、文部省は1873(明治6)年に公刊する⁽³³⁾。その田中の記した『理事功程』には次の言葉が使用されている。

『理事功程』卷之一合衆国教育略記

合衆国教育ハ～國中一般ニ行ハル、一定ノ通法ナシ學費取立學校設備ヨリ學事職制等ニ至リ各州其自定スルニ任ス故ニ各州ノ政府ハ普通教育ヲ以テ民政ノ一大事務トナン毎年議事局ニ於テ學費ヲ支給スペキ地方ノ稅額ヲ議定シ～当今教育ノ実形ヲ概見スルニ各州其法制ニ至テハ大同小異アリト雖モ其旨ヲ要スルニ合衆國体ハ人民ノ意ニ從テ政ヲナス者ナレハ務テ國民ノ知識ヲ開導シテ高尚ニ趣カシムルコソ益其國体ヲ堅フルノ基ト云フニ外ナラス蓋シ學法ヲ設ルノ意タル嚴ヲ以テ迫ランヨリハ寧ロ寛ニシテ各自ヲ奮起セシムルニ如カスト故ニ麻沙朱色(マサチュセット)一州ヲ除ケハ歐羅巴各国ノ如ク父兄タル者ヲシテ必ス其子弟ヲ學校ニ出スヘク督促スル嚴法ヲ用ヒスト雖モ人々亦不学ニシテ人ノ下ニ居ルヲ恥テ敢テ自ラ怠ラス是乃チ合衆国一種ノ習俗ニシテ實ニ民心ヲ以テ學法トスル者ナリ試ミニ見ヨ如何ナル下賤ノ民ト雖モ筆算ヲ能クセザル者其數甚タナルヲ但シ麻沙朱色ニ於テハ七歳ヨリ十六歳マデノ童児アリテ若シ學校ニ出サ、レハ其父母ヨリ二十弗ヲ越エザル罰金ヲ收メシムル事千八百六十三年以来ノ法ナリ～

上のように、「普通教育」が明記されたが、この用語がわが国での初出であると推測される。この『理事功程』が政府内で閲覧され、「普通教育」が次第に政府部内に定着したであろう。

文部省編『理事功程』における「教育」項目を整理したのが表3である。この『理事功程』が頒布され、その講読が進む下で欧米の学校に関する実情が認識され、欧米調査に基づく政府内での議論がなされたことが推測される。

9. 欧米見聞の目的と内容

欧米視察には田中不二麻呂が文部理事官として責任者となり参加する。田中は1874(明治7)年に文部大輔となり、1879(明治12)年の「教育令」を建白し、明治の教育を指導した人物である。欧米視察に先立ち、田中不二麻呂文部大丞は次のような“調査予定項目”を明治4年に上申⁽³⁴⁾した。

世界奎運ノ旺ナル文化ノ治キ列國規制各異同アルベシト雖ドモ、教育ノ法ヲ設ケ人心固有ノ良能ヲ發達シ知識ヲ増益

スルニアルノミ。苟モ闇州ノ民ヲ駆テ訓誨率令駿々歩ヲ進メ、開明ノ域ニ躋ラシメント欲スルモノ、其規制ノ善美ヲ攻撃シ精ヲ求メ、之ガ宜ヲ得ザルベケンヤ。是ヲ以米利堅、李漏生、其余英吉利、法朗西、荷蘭、魯西亞等最善美ナルモノニ就キ、目今行ハルゝ景況何如ヲ顧ミ、彼我良否相距ルノ遠キ教育ノ素アルヲ察シ、遍ク利弊ヲ調悉シ、他日実験ニ從事センヲ要ス。今其講究スペキ目的ヲ掲ゲ、之ヲ左ニ開列ス。

教育事務局諸規律之事（以下31項目の教育関連調査項目を掲げるが略す。）

上の上申書のように、田中は「教育」を明記している。とは言え、田中の上申は極めて論理的に記述されているが、未だわが国で教育制度が整備されていなかった明治4年としては田中の知識だけでは上の「調査予定項目」を記すのは困難だったのではなかろうか。つまり、何か参考とする資料があったことが推測される。

ところで、米欧使節組であり、守旧派（保守派）であった田中の「教育」は、次に紹介する残留組であり開明派（進歩派）であった大隈重信が用いた「国民教育」との差異を窺えるのである。

それは、大隈が1871(明治4)年に閣議に提案した歐米見聞の必要性を説く「事由書」である。この「事由書」の発議の時期は明確でないが、廃藩置県後の8月頃とされている⁽³⁵⁾。大隈は2年前の1869(明治2)年にフルベッキから献策を受けていたが、条約改定掛參議となつたので、時機到来として提出したのであろう。その中に、教育に関わる次の提言がある。

第三課、各国教育ノ諸規則、乃チ國民教育ノ方法、官民ノ學校取建方、費用集合ノ法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民學校、貿易學校、諸芸術學校、病院、育幼院等ノ体裁、現ニ行ハル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ、施設スペキ方法ヲ目的トスベシ。

上の「事由書」では「国民教育」が用いられている。この「国民教育」という用語は開明的な用語である点から極めて注目されるものである。

大隈はフルベッキにも師事し、フルベッキの開明的影響を受けていたであろう。大隈とフルベッキとの関係は木村力雄の研究に詳しい。大隈は開明的な視野で幕末から世界を見ていたので、上の提言は自然であつたろう。しかし、この大隈の「事由書」もまた極めて整然としている。これも次に紹介するフルベッキの「ブ

リーフ・スケッチ」と極めて類似した文の構造をしている事が注目されるのである。

つまり、大隈は「国民教育」としているが、その「国民教育」にはそれまでの藩校における武士の教育と、寺子屋における庶民の学習とを統合するイメージが読み取れるのである。

上に紹介した「事由書」の「第三課」の視察・調査の意図を表した文章は、次に紹介する大隈が以前にフルベッキより受けっていた「ブリーフ・スケッチ」に極めて類似していることも見逃せないのである。

10. フルベッキの"popular education"

フルベッキはキリスト教布教のために 1859(安政 6)

ブリーフ・スケッチ

C 各国の国立および高等学校の各種制度、普通教育に関する法律、公立学校を設置し援助する方法、学校規則と学習、部門、試験および学位免状に関する調査を三名の役人と一名の書記に委任すること。この任務を有する役人は、大学、公立・私立学校、また工芸学校・商業学校などの特殊学校を訪問し、十分に見学をしなければならないこと。

Brief Sketch

C. A commission of three Officers and a Secretary to examine the various systems of national and high schools, the laws in regard to popular education, the manner of establishing and supporting public schools, school regulations and branches of learning, school-examinations and diplomas. The officers of this commission ought to visit and see in full operation Universities, Public and Private schools, as well as Special Schools, such as Polytechnic and Commercial Schools.

上の「普通教育」の訳語が問題であるが、この訳の紹介(=刊行)は 1971(昭和 46) 年であり、既に「普通教育」に誰も疑問を持たなくなった現代である。するとこの「普通教育」の原語を調べる必要がある。

そこで、フルベッキの原文⁽³⁷⁾を右に対比させた。梅溪の「普通教育」は明らかに"popular education"である。この"popular education"は"general education"でも "common education" でもない。それは「民衆教育」という明確な意味が読み取れる。

ところで、廢藩置県は 1871(明治 4) 年であり、「学制」が実施されるまでは民衆が学習する施設は各藩が運営する郷学と私営の寺子屋であった。寺子屋等が庶民の学習施設⁽³⁸⁾として、明治 5 年の学校が設立されるまで機能していたのである。つまり、寺子屋での読み書き算は主に子ども達の初歩の学習であった。それらを修得した者達は「往来物」によても学習した。さらに、『史記』や『実語教』、『論語』等の漢籍も素読の教材に使用されていた⁽³⁹⁾。

「往来物」は数千種が発行され、これらの中には様々な産業、職業に関する「往来物」もあり、また寺子屋専用の「往来物」もあった⁽⁴⁰⁾。

年に来日したが、布教の一環として英語塾も開いた。彼の才能は日本の各藩から認められ、フルベッキが他藩からの招請を受けている事を知った大隈は、1867(慶應 3)年に佐賀藩への引き留め策を図っていることからも、両者は親密であったことが分かる⁽³⁶⁾。

当初大隈はフルベッキより欧米視察を提言したブリーフ・スケッチを受け取っていたが、未だ攘夷思想が跋扈しており時期尚早として封印した。その後、明治 5 年に岩倉具視を団長とする遣欧使節団が結成された。フルベッキは岩倉具視の求めに応じ、再度ブリーフ・スケッチを岩倉に提出した。関連した部分は以下の通りである(訳文は梅溪昇)。

このように、寺子屋はこれまで言われていた初歩の学習施設というだけではなく、庶民を対象とした極めて広範な知識に関する学習施設として整っていたのであり、今日の職業学校、職業能力開発施設の役割も備えていたのである。これが庶民の学習施設の実態であった。したがって、寺子屋こそが"popular education"の施設であったのである。

このように、当時は"popular education"の訳は「普通教育」とは意識されていなかったはずである。つまり、「学校教育」 = 「普通教育」の意識化は、欧米視察報告の『回覧実記』公刊以降だといえよう。

以上のように、フルベッキのわが国の教育制度への貢献は、わが国には結果的に二つの側面として現れたといえる。その一つは、「学問」のための学校という極めて民主的な「学制」の制定を直接的に支援した事であり、二つには、フルベッキが献策した欧米視察の結果として、「教育」観念を視察団が持ち帰った事であった。つまり、「学問」のための「学制」の実施と、それを忌避する事になった「教育令」の公布に連なる「普通教育」の観念を持ち帰ることを“手助け”た事である。

ちなみに、ブリーフ・スケッチには梅溪昇が次のように「国民」と訳した箇所があり、それを原文と対比

すると次のようなである。

「国民」とは"people"であることが分かる。ところ

「宗教的寛容」とは、政府が西欧の宗教を公然と承認し、かつそれを広く国民に推奨する必要があることだと、漠然と考えている人達がいる。

Some people seem to have a vague idea, that, to grant religious toleration involves the necessity on the part of the Government openly to approve of the religion of the West, and to recommend it to the people at large.

が、梅溪が「国民」と訳した"people"を田中彰（1991年）は「人民」と訳している。上のように「国民」「人民」の原語は"people"であった。

"people"と"popular"の語源はいずれもラテン語の"populus"（国民、人々）であり、このことからも"popular"を「普通」と訳す事は基本的におかしいと言えよう。

では、フルベッキが記した"popular"の概念とはどのような概念であったか、が問題となる。当時は"popular"がどのように理解されていたのであろうか。

11. "popular"の概念

「普通教育」の語源として、本稿ではフルベッキが建議した"popular education"が重要な言葉であったとする立場で論じている。しかし、英語の言葉も時代と共に概念が変化するが、それでは、明治の開国前後の"popular"はどのような概念であったんだろうか。フルベッキは1860（安政7）年に来日しているが、フルベッキが用いていた"popular"の概念を推測するために当時の辞書を繙いてみよう。

フルベッキが来日する前年に発行されたウェブスター⁽⁴¹⁾は"popular"を次のように定義している。

1. Pertaining to the common people; as, the *popular voice*; *popular elections*.

So the *popular* vote inclines.

Milton.

2. Suitable to common people; familiar; plain; easy to be comprehended; not critical or abstruse.

Homilies are plain and *popular* instructions.

Hooker.

3. Beloved by the people; enjoying the favor of the people; pleasing to people in general; as, a *popular* governor; a *popular* preacher; a *popular* ministry; a *popular* discourse; a *popular* administration; a *popular* war or peace. Suspect the man who endeavors to make that *popular* which is wrong.

4. Ambitious; studious of the favor of the people.

A *popular* man is in truth no better than a prostitute to common fame and to the people. *Dryden.*

[This sense is not usual. It is more customary to apply this epithet to a person who has already gained the favor of the people.]

5. Prevailing among the people; extensively prevalent; as, a *popular* disease.

6. In law, a *popular* action is one which gives a penalty to the person that sues for the same.

Blackstone.

Note.— *Popular*, at least in the *United States*, is not synonymous with *vulgar*; the latter being applied to the lower classes of people, the illiterate and lowbred; the former is applied to all classes, or to the body of the people, including a great portion, at least, of well-educated citizens.

上の"popular"の定義は今日と大差は無いといえる。"popular"と"education"を結合した意味は「普通教育」よりも「市民教育」あるいは「国民教育」の意味を表しているといえよう。特に、最後に注記として、"well-educated citizens"と関連づけて解説している事が注目される。

なお、同辞典には"common education" も"general

education" も慣用句としての標記はない。

ちなみに、フルベッキも編集に係わった“薩摩辞書”の定義は下記の通りである⁽⁴²⁾（和文は縦書き）。

"popular" タミ ナヅ
カデン ノ。民ヲ懷クル。民ニ愛サレタル。
合點ナシ易キ。平生ノ。

上のように "popular"は「民衆」と解して良い。これは今日も大差ない。つまり、フルベッキが建議した「ブリーフ・スケッチ」には欧米の職業学校の実情から民衆が営む職業的素養が含まれていたはずである。しかし、"popular education"が「普通教育」と解されたことにより、職業観念が入らなくなり、今日的な「職業教育」との対置概念の言葉になったものといえる。

12. 新島襄の"universal education"

以上の経過から生じる最後の疑問は、それではわが国でどのようにして「普通教育」という言葉が教育問題と絡んで使用されたか、ということである。このことは、文部省の『理事功程』が他の省のそれに比べ完成度が極めて高かったことに関連する。その理由は、既にアメリカに滞在していた新島襄⁽⁴³⁾の支援によることと関わっている。

新島は駐米少弁務使として赴任していた森有禮から使節団に対するアメリカの教育システムについて報告するように要請を受けた。この作業は使節団の田中不二麻呂に引き継がれたが、急遽、新島に「日本の普通教育」に関する論文を書くように変更されたという⁽⁴⁵⁾。ここで注目されることは、田中の観点が9節で紹介した教育観から「普通教育」になったといえることである。しかし、このことは今日的な「普通教育」觀に移ったことになる、とはいえないはずである。

『理事功程』の「合衆国教育略記」は新島の筆によるものといわれている⁽⁴⁶⁾。新島は視察団が最初に見聞した内容を報告するために、現地で記録を認めた。この「普通教育」を新島はどのように記していたのであるか。それは、次の手紙から推測される。

新島は滞在中に世話をしているハーディ夫妻に頻繁に近況報告の手紙を出しているが、1872(明治5)年3月28日に次のように記している⁽⁴⁷⁾。

I believe that I have forgotten to inform you that I was requested by Mr. Mori to be present when Mr. [B.G.] Northrop had his first interview with the embassy. Mr. Mori asked many questions to Mr. Northrop concerning the national and universal education, for the embassy, and I took notes of Mr. Northrop's plain and practical talking. Although I have not had much interview with the whole embassy, yet I am very well acquainted with Mr. Kido, who is the ablest man among them and the great friend of the universal education. I have seen him very often and told him my humble opinion concerning the national

education. I told him it ought to be based on virtue. I am now at the hotel with Mr. Tanaka and have splendid opportunity to talk with him on the subject of true education, i.e., the education of Soul. He was deeply impressed with my humble opinion a few nights ago and told me that all religions should be free, and the Bible should be studied by each student, not as a text-book, but a virtuous food. He could not yet see or say spiritual food.

上の手紙から、新島と森、木戸孝充の密接な関係が推測される。木戸は「国民教育に対する関心も強く、このことが幸いして新島との親密な交流を実現させた」としていることが上の文から窺われる。

ところで、新島は"universal education"の用語を他所でも使用しているが、上の手紙のように、"national education"と並列に使用していることが注目される。このように、彼らの関心が「国民教育」に有ったということが窺われる所以である。それは彼らの"true education"であり、"the education of Soul"であった。

また、新島は4月30日にハーディ夫妻に次のように手紙を書いていた⁽⁴⁸⁾。

Tuesday we visited Deaf and Dumb Asylum, one high school, Brown School, Insane Asylum in Hartford, one normal school in New Britain and State Reform School, and silver and gold plating factory in Meriden.

上の手紙のように、"normal school"という言葉もあり、新島の言う"universal education"の意味を推測する資料となる。つまり、新島のいう"universal education"は、大越の紹介のような⁽⁴⁹⁾今日的な「普通教育」概念とは断定できない、ということである。これは当時のウェブスター辞書に"universal education"が無い⁽⁵⁰⁾こともあるが、"universal"の当時の定義は、教育の範囲や部分を示す「普通」よりも、全体を意味しているといえよう。つまり、初等学校における教育内容のことを指していたのではなかろうか。

その理由として、上の3月28日の手紙の前3月19日に、「田中と国民教育について3時間ばかり話し合う。新島はここで、近代国家なり、市民であるためには、単に知性があるのみではなく、道徳上の主義がなければならないこと、キリスト教こそが民を治め、国を高める最良の道である、と語る」と述べている⁽⁵¹⁾からである。

このことからも、"universal education"の概念は米国の当時の状況を反映した言葉といえる。新島の仕事が「教育システム」から「普通教育」になったとして

いる大越の紹介は正しいとは言えないだろう。

田中が『理事功程』を上梓するに当たり、新島と田中との議論の過程で、新島の言う"universal education"にアメリカの学校の実情である庶民の教育に「普通教育」を当てるようになったのではないか。新たな日本の実情に併せて解釈して「普通教育」の言葉を当てはめることが次第にお互いに合意されてきたのではないか。そして、『理事功程』に「普通教育」と記したことが『回覧実記』にも転記され、これが流布して今日に至ったといえよう。

おわりに

「民衆教育」を使用出来なかった理由は、三つの問題があったからである。第一に、明治の学校は庶民の学習施設である寺子屋を発展させた施設ではなく、庶民だけを対象にしていないため、「民衆教育」という言葉は適切ではなかったからである。つまり、アメリカにはいない士族や貴族と庶民をも“四民平等”に入學を認めたのがわが国の学校だったからである。

第二に、その学校は実質的にもアメリカ等の職業的教育を含めた"popular education"を行う事は出来なかったからである。つまり、職業教育には財源が膨大にかかる。江戸幕府より困窮していた明治政府は、職業教育を施策できなかった。当面の目標である人材の給源として、いわゆる「普通教育」のみによる教育を行った。そのため、"popular education"を表す言葉を避けたかったことが推測されるのである。

第三に、その語源である"people"や"popular"の語を法令においては避けていたことである⁽⁵²⁾。欧米の"people"や"popular"に相当する言葉の訳を日本の法令に用いることが憚られ、その立場から、"popular education"を曖昧な「普通教育」に置き換えたことが推測される。

『理事功程』に「普通」を用いて「諸科」や「教育」が最初に表れるのは第一巻の米国の報告であり、「民衆教育」の観念の用語として欧洲の最後の編にも田中は「普通教育」を利用したのであろう。

つまり、江戸時代から続いている庶民学習施設としての寺子屋と、明治政府が設立した四民平等をモットーとした学校の性格が異なっていたために、新たな学校では「民衆教育」の用語を使はず、国民共通に教育することを「普通教育」という言葉で表すようになったといえる。今日ではこのような歴史的背景は殆ど注目されず、あたかも「普通教育」が世界に通用するかのような理解をしているのである。

このような歴史的成立過程から見ると、憲法における義務教育について「普通教育」と規定していることが問題であることがわかる。また、義務教育後の段階で職業教育と対比して使う場合にしても、今日のような大半の国民が労働し、生活の糧を得なければならぬ時代にはその概念が問題であることが分かる。

つまり、義務教育段階までは「普通教育」と「職業教育」のような対置概念を設定する必要はないはずである。なぜなら、寺子屋では「読み書き算」のみならず、漢籍や「史書」、また各種の職業を解説した「往来物」が学習されていた。それらは、寺子の学習の興味・関心と必要性によって寺子に差別なくなっていたことをみても分かる。それはフルベッキの記した"Popular Education"であったはずである。それは「普通教育」よりも大隈が「事由書」に記した「国民教育」または「民衆教育」がより適切な言葉であった。

戦後にアメリカの学校制度をモデルにしたが、わが国のような「普通高校」という考えはわが国独特であることを考慮すべきであろう。単位制=選択制という制度は同じで有るにもかかわらず、アメリカではわが国のように職業（専門）高校と普通高校とを明確に分離しない、いわゆる総合制高校である。そこではわが国のすべての高校の内容が習得可能なのである。

「普通」とは不思議な言葉である。人びとは“普通”を求め、“普通”に安堵する。同様に、「教育」に用いた「普通教育」を日本人は信奉している。しかしながら、「普通教育」には日本的な解釈が盛り込まれていたといえる。今日の日本人は「普通教育」の言葉を妄信し、結果として職業教育、特に職業訓練を人々が疎んできたのである。「普通教育」への正しい再評価がなされなければ職業訓練のみではなく、職業教育への再認識は覚束ないといえよう。

ところで、明治のわが国教育の参考として学んだドイツ（プロイセン）における教育と教育学の理解は、重要な側面で誤解が有ったことが今日の問題の根底にあるといえる。それは、当時のドイツ教育学の主流であったフンボルトの「一般陶冶」概念の誤解である。フンボルトの理論は佐々木英一によると、職業教育を否定するものではなく、人間形成を意図していたということである⁽⁵³⁾。この教育学的な問題の克服は今日の教育改革にとっても極めて重要な課題である。

そのような正しい教育観が確立するまでの間、あえて「教育」を回避すべきという立場から述べれば、やはり「普通教育」の言葉も適切ではないといえる。それは「国民教育」や「民衆教育」の意味を希薄化、さ

らには失念させるからである。

「教育」は本来為政者の言葉である。そのため「教育」の言葉に形容的な用語を付けて表す観念は、為政者の立場になる。しかし、「学習」の立場からは学習内容を区別する観念にならないことがわかる。学習の内容を区別してわざわざ「普通学習」という必要はないのであり、「教育の保障」ではなく、「学習の保障」を

主張することの重要性を示しているといえよう⁽⁵⁴⁾。

(謝辞)

本稿に用いた資料検索に当たり、愛知大学図書館、実践女子大学図書館、中央大学図書館、鶴見大学図書館、帝京大学図書館にお世話になったことにお礼申し上げます。

表1. 「普通教育」の関連事項（日付は陽曆）

| | |
|----------------|--|
| 1869(明治2)年4月 | フルベッキ、長崎より上京し、政府顧問兼開成学校学術教師に就任。 |
| 1869(明治2)年4月 | 大隈重信、大蔵大輔に就任。 |
| 1869(明治2)年6月 | フルベッキ、大隈重信に"popular education"を明記した"Brief Sketch"を提出し、欧米視察を建議する。大隈、攘夷論の政治状況下、時期尚早として政府に建議せず。 |
| 1870(明治2)-71年頃 | 西周、『百学連環』に「学術に二つの性質あり。一は common (普通)一は particular (殊別)是なり。」と記す。 |
| 1871(明治4)年8月 | 廃藩置県の実施。藩校・郷学の運営母体の崩壊。 |
| 1871(明治4)年8月 | 大隈重信条約改定掛参議、欧米視察の必要性に関する「事由書」を発議。「国民教育」を明記。 |
| 1871(明治4)年9月 | 文部省の創設。「学問」のためとする。 |
| 1871(明治4)年10月 | 岩倉具視、フルベッキに献策依頼。フルベッキ、大隈に提出したブリーフ・スケッチを再提出。 |
| 1871(明治4)年11月 | 田中不二麻呂文部大丞、「調査予定項目」を上申。「教育」を明記する。 |
| 1871(明治4)年12月 | 岩倉具視米欧使節団出発。 |
| この頃 | フルベッキ、「学制」に関して助言・援助。 |
| この頃 | アメリカ亡命中の新島襄、森有礼から留学生の身分を得、田中等の調査に協力する。 |
| 1872(明治5)年3月 | 新島襄、ハーディー夫妻宛の手紙に"the national and universal education"と記す。 |
| 1872(明治5)年9月 | 「学制」公布。寺子屋の廃止。「学事奨励に関する被仰出書」(学制序文)では「学制」に〈がくもんのしかた〉、「学校」に〈がくもんじょ〉とルビを振る。 |
| 1873(明治6)年1月 | 森有礼、アメリカで"Education in Japan"を発行。1896年中国で『文学興国策』と訳出される。 |
| 1873(明治6)年9月 | 文部省、百科全書の"Education"を訳した『教導説』を発行。 |
| 1873(明治6)年9月 | 岩倉米欧使節団帰国。 |
| 1873(明治6)年10月 | 西郷隆盛陸軍大将、板垣退助参議等多数が辞職する政変が起きる。 |
| 1873(明治6)年11月 | 田中不二麻呂、(文部省)『理事功程』を上申、文部省より刊行(～明治8年9月まで14冊)。「普通教育」が明記される。 |
| 1878(明治11)年 | 文部省、『教導説』の標題を『教育論』と変更して発行。 |
| 1878(明治11)年10月 | 『特命全権大使米欧回覧実記』発行。「普通教育」が明記される。 |
| 1879(明治12)年9月 | 「学制」を廃して「教育令」を公布。「普通教育」を規定する。 |
| 1885(明治18)年8月 | 「教育令」の第三次改正。“強制教育令”と呼ばれる。 |
| 1889(明治22)～24年 | 「普通教育」シリーズ全46巻が金港堂より発行される。 |

表2. 『米欧回覧実記』における「普通」関係教育項目集成

| 原典記述 | 事項説明 | 日付 | 記載頁 |
|---|--------------------|-----------------------|------------|
| 目録 初編 | | | |
| 普通教育 | 第二巻 | | 30 |
| 第一編 北亞米利加洲合衆國ノ部 | | | |
| ○学校ノ教育ハ、普通ニ手ヲ尽セリ、小学校ノ多キト、新聞紙ノ多キ、入学ノ童子ノ多キトハ、諸国ニ超越ス、～全国大小学校ノ総数ハ、十四万千六百二十九ヶ所、～教師～、生徒～、学費諸料～、其内生徒ノ家ヨリ出セル学費ハ、～取立タル学税、～其余ハ学校ノ～、所有物～ | | | 70-72 |
| ○朝十時ヨリ、「ランマン女学校」ニ至ル、此校ハ～教フル所ハ文典校(グラマルスクール[八年制の基礎学習を行う学校、82P])普通ノ諸科～、 | サンフランシスコ滞在中所在地不明訪問 | 12/14 明治5 /1/23 | 88 |
| 米国ノ紳士ミナ熱心ニ宗教ヲ信シ、盛ニ小学[基礎教育、168P]ヲ興シ、高尚ノ学ヲ後ニシテ、普通ノ教育ヲ務ム、是其故ヲ察スヘシ、 | 解説 | 1/17 2/25 | 162 |
| 第二編 英吉利ノ部 | | | |
| 図引ノ学ハ、小学普通ノ科ニオキ、皆人之ヲ学フ、～ | リヴァプール 訪問、解説 | 8/30 10/2 | 135 141 |

| | | | |
|---|------------------|--------------|-----|
| 「チャンセ」氏ノ製造場ニ至ル、～場内ニ学校（現著者注、大久保 1976 に記載なし）ヲ設ケ、～小学普通ノ学ヲ～ | バーミンハ ム訪問 | 10/4 11/4 | 336 |
| 「普通ノ教育」に力をそそぐアメリカの実情をみて、使節団は、東洋ひいては日本が～ | 「回覧実記」 校注者の解説 | | 416 |

第四編 欧羅巴大洲列国ノ部 中

| | | | |
|---|--------------|------|---------|
| 小学校ニ至ル、当府高名ノ大校ナリ、～大抵貧民ノ子女ニテ、普通ノ学科ヲ教ヘ、出校ノ後ハ、各其家業ニツク、一切ノ費ハ、学校ニテ辨シ、家家ヨリ出スコトナシ、学費ハ市中ヨリノ釀金ナリ、 | ストックホルム訪問、解説 | 4.29 | 190-191 |
| 一般ノ生徒ニ、悟解暗記ニ困ナラシムルコトアリ、之ヲ強テ課責スレハ、幼童ヨシテ学問ヲ厭棄スルノ心ヲ生セシメ、却テ終身ノ大害ヲ引出シ、～其向文ノ心ヲ塞クニ至ル、此注意ハ、普通教科ノ最モ要項ナリト、～西洋ニテ、小学普通ノ業ヲ授クルハ、皆平易浅近ノ教ニテ、男女貴賤ヲトハス、苟モ生命ヲ保続シ、人生ノ快樂ヲウクルニハ、一モ知ラサルニ付シ難キ科ノミ教ユルノミ、 | | | 191-193 |
| この用件実現のために、スイスは「内ニハ文教ヲ盛シニシテ、其自主ノ力ヲ暢達ス」という。確かに使節団は、米欧回覧の全過程で普通教育に関心を払っているが、とりわけ使節団がスイスやスウェーデンの小学校に注目しているのは、右のことの関連においてなのである。これらの国々では、教育は貴賤を問わず、語学・文典学・画学・数学・国史・地理・普通物理（物理）・唱歌～それ故にこそ学校教育の中で、 | 校注者の解説 | | 439-441 |

第五編 欧羅巴大洲列国ノ部 下 附リ帰航日程

| | | | |
|--|--------------|--|-----|
| 葡西ノ両国ハ、唯露国、及ヒ羅馬領ヲ除クノ外ハ、欧洲ニテ教育ノ劣レル国ナリ、中ニモ西国ハ、普通教育コソ偏カラサレトモ、大学校ハヤ、盛ナリ、葡国ハ大小学ヲ并セテ微ナリ、大学校ハ、只「コレンブラ」ニ一箇所アルノミ、 | 葡萄牙、解説 | | 145 |
| 独逸ハ、勸農ノコトニ就テ、最モ欧洲中ニ超越ス、～從テ農学校ノ建立モ増加シタリ、農社ト農學トハ、互ニ親密ナル管係アルモノニテ、官立ノ学校ニテモ、私立農社ノ調査支配ヲウケシメ、又社員ノ見込ニテ、学校ノ改正ヲモナスコト普通ナリ | 歐羅巴洲政俗 総論 | | 194 |

表3.『理事功程』における「普通」関係教育項目集成

| 原典記述 | 事項説明 | 巻 | 記載頁 |
|---|------------------------|---|-----------|
| 各州ノ政府ハ普通教育ヲ以テ民政ノ一大事務トナシ毎年議事局ニ於テ学費ヲ支給スペキ地方ノ税額ヲ議定シ其他種々ノ方法ヲ設ケ可成 | 合衆国教育略記 | 一 | 一 |
| 教育方法ヲ平民僧徒ニ委託シテ曾テ政府ニテ関係セサリシ国々ハ普ク人智ヲ鍛錬シ開化ノ進歩ヲ駿速ニシ最上ノ地位ニ達セシムルノ要路失ヘリ | 其二 | | 七 |
| 第四 普通学ハ貴賤ヲ論セス貧富ヲ問ハス男女皆其教育ヲ受クルヲ要トス | 麻沙朱色州法 | | 八 |
| 第五 児童各普通ノ学問ニヨリテ政府ノ法度ヲ遵奉スルノ良民トナリ且ツ經典ヲ読ミテ神旨ヲ曉解スルノ機會ヲ得ルヲ要トス | 令の要点 | | |
| 第七 州内都邑ニ於テ普通学校ヲ始メ語学校大学校等ヲ設備ス | | | 十一 |
| 一途ノ教方ヲ擴帳シ普ク文術ヲ旺盛ニスルヤ其方法極メテ難ケレハ…… | | | 二十四 |
| ……先ツ前文ノ數件ヲ肯趣トシテ普ク教育ヲ施ス | 公学校ノ事 | | |
| ……地方ヲ分割シ數区地トシ学校ヲ設ケ普ク教育ヲ施ス | 学區ノ事 | | |
| 州内一般ノ公費ヲ以テ別ニ学校ヲ設ケ普通学校ノ教官トスル目的ニテ男女ヲ問ハス秀才ヲ選ンテ教育ス | 師範学校 | | 三十五 |
| 新約克州学制ハ新約克州内一萬一千七百五十ノ公学校ニ普ク行ハルゝ者ナリ 其費用ハ半ハ合衆国蓄積金并普通学校元金ト半ハ各區ノ地方税トヲ以テ之ヲ支給ス | ニューヨーク 新約克州学制 略記 | | 三十九 |
| 從来市中ニ住居シテ十二ヶ月以上市中ノ普通学校ニ出席シ綴字、讀方、書法、英文典、合衆国史、地理書、数学、代数学等ノ私見ヲ経タル者ニ非レハ入学ヲ許サス | 新約克府大学 校略記 | | 四十二 |
| 普通学校生員一百〇二万人 | 新約克州学校 統計表 | | 四十三 |
| ○普通学教官二万八千三百十人男六千二百三十人女二万二千〇八十人 | | | |
| 是等ノ税ト他ノ法ニテ取立タル普通学校ノ建築及ヒ支給用金トヲ合シテ公学校積金ト為スナリ | 華盛頓府公学校規則 | 二 | 十九 |
| 當時普通学校ノ数四十四ヶ所アリテ其内中学校ニアリ一ハ男子校ニシテ一ハ女子校ナリ | 三方済各府 学事略記 | | 二十六 ～七 |
| 普通教育（注 タイトルである） | 英國学事沿革 | 三 | 目次一 |
| 之ヲ普通公学ノ濫觴トス | 普通教育 | | 五 |
| 是亦大ニ普通学ノ進歩ヲ助ケシモノナリ | | | 七 |
| 英國ノ学法ハ国民普通ノ教育規則ヲ以テ全ク一二ノ吏ト独自ノ人民ニ委託シテ議事院ハ只英吉利宗徒ト英吉利宗ニ脈セサル宗徒トノ嫌疑ヲ受ケンヲ恐レテ更ニ関係セス | | | 九 |

| | | | |
|--|---|-----------------------|-----|
| 從来学校出席ヲ促ス学則アリシカ千八百六十九年各市各村必ス小学校ヲ設ケ普ク 教育ヲ施スノ新法ヲ立テリ | スケールフレーム 小学校ハ初学ノ事ヲ教ユルヲ専務トシ通常一週間ノ修業料九「ペニス」ヨリ超エサル学 校ヲ云ウ即チ普通ノ小学校ナリ | 欧羅巴各国学校出席 ヲ促ス嚴法ノ原由 | 十九 |
| 毎年政府ノ扶助金ヲ出シテ教官ヲ取立ル学校ニ賦スルヲ普通小学校ニ扶助金ヲ 與フル其例同ナリ | 師範学校ニ扶助金ヲ 附與スルノ例 | 二十 | 四十三 |
| 李漏生ニ於テハ国民ヲシテ強テ学校ニ入ラシメ読書、算術、地理学、李国史及ヒ 法教ノ如キ普通專要ノモノヲ教フル國法ナリ | 獨乙国ノ四 帝国教育雑記 | 十一 | 一 |
| 右ノ如キ普通学科ヲ教ヘンカ為メ官ヨリ小学校ヲ建テ学校入費凡三分ノ一ハ官ヨ リ給スル所多シ | 小学校 | | |

〔参考文献〕

- 『特命全権大使米欧回覧実記』(全5巻)、岩波文庫、1977年。本稿では『回覧実記』と略す。
- 国立国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」。
- 尾形裕康『学制実施経緯の研究』、校倉書房、1963年。
- 木村力雄『「学制」に関する一考察—— 我国において技能尊重の風潮は醸成しうるか——』、職業訓練大学校調査研究報告書第13号、昭和43年。
- 梅溪昇『お雇い外国人⑪政治・法制』、鹿島研究所出版会、昭和46年。
- 尾形裕康『学制成立史の研究』、校倉書房、昭和48年。
- 小林哲也解説・文部省編『理事功程』、臨川書店、昭和49年。
- 大久保利謙編著『岩倉使節の研究』、宗高書房、昭和51年。
- 新島襄全集編集委員会『新島襄全集6』、同朋舎、1985年。
- 木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福村出版、1986年。
- 田中彰「『黒船』来航から岩倉使節団へ」、『日本近代思想体系1「開国」』、岩波書店、1991年。
- 村瀬勉・田中萬年「『教育』と"Education"との出会い」、『職業能力開発総合大学校紀要』第30号B、2001年。
- 村瀬寿代『新訳考証 日本のフルベッキ』、洋学堂書店、平成15年。
- 田中萬年『学校と教育をめぐる三大誤解』、学文社、2006年。
- 村瀬勉・早川亜里・田中萬年「百科全書『教導説』の検討」、『職業能力開発総合大学校紀要』第35号B、2006年。
- 阿部正敏『新島襄のアメリカ滞在録』、大学教育出版、2007年。
- 田中萬年『働くための学習——「教育基本法」ではなく「学習基本法」を』、学文社、2007年。
- 村瀬勉・田中萬年「『米欧回覧実記』教育関連項目集成」、『職業能力開発総合大学校紀要』第37号B、2008年。
- 半藤一利『幕末史』、新潮社、2008年。
- 田中萬年「日本の『教育を受ける権利』の精神と問題」、『現代の理論』、2009年新春号。

- 元木健・田中萬年編『非「教育」の論理——「働くための学習」の課題』、明石書店、2009年。

(注)

(1) 斎藤健次郎「明治期における実業教育概念の形成について」、『産業教育学研究』第39卷第2号、2009年7月。

(2) 「キャリア教育」の英訳は"Career Education"であろうが、その英語はわが国とは異なる意味を持っている。それは、わが国でも70年代に「キャリア・エデュケーション」として喧伝されたが、「生涯教育」の位置づけであり、明らかに今日とは異なる。

或いは今日、大学段階での「職業教育」の重要性が喧伝されているが、「大学」とは何かということと、何故に今日大学での職業教育を主張するのかという理念がそこからは見えて来ないという問題がある。推測されるのは、平成不況との関係のようだが、また、景気が良くなれば忘れられるのではなかろうか。

このように、わが国の普通教育と職業教育をめぐる用語の概念定義は極めて曖昧なのである。このような中で、「職業訓練」の言葉を重視している立場は国民から見ると古臭く、胡散臭く見えるのかも知れない。

(3) 日本教職員組合ホームページ、「日教組政策制度要求と提言」によると、08年3月に『競争から関係へ』という中間報告において発表したという。

(4) 例外的に武田晃二が「普通教育」概念を追究している。武田晃二・増田孝雄『普通教育とは何か』、地歴社、2008年。しかし、武田の視座は、「普通教育」が「日本国憲法」に規定されているという立場から、この「普通教育」は民主的な「教育」觀としている。これでは「普通教育」の概念も明確にならず、また、問題も解明できないといえる。

(5) 本田由紀『教育の職業的意義』、ちくま新書、2009年。さらに言えば、この問題の本質は「普通教育」よりも「教育」そのものにある。拙論、2009年参照。

(6) 田中喜美「普通教育としての技術教育の教育目的論再考」、『技術教育研究』第57号、技術教育研究会、2001年1月。

- (7) 「総合学習」は普通教育の偏向を開拓するために設けられたという。青木睦・森俊二・小玉重夫「普通教育の脱構築へ向けて」、竹内常一・高生研編『総合学習と学校づくり』、青木書店、2001年。
- (8) 新しい生き方基準をつくる会『フツーを生きぬく進路術』、『フツーをつくる仕事・生活術』、青木書店、2005年、2007年。
- (9) フルベッキは長崎に居を構え、済美館や佐賀藩の蕃学稽古所の教授を担当していた。この頃の門下生に大隈重信の他、江藤新平、大久保利通、後藤象二郎、小松帶刀、西郷隆盛、横井小楠等、明治維新に活躍する多数の志士が名を連ねている。
- (10) 村瀬・田中は「普通教育」について、次のように述べていた(2008年、補足13)ことの実証が本稿の他の目的である。(なお、本稿では"Educator"は「教育」として論じる。)原典における「普通(教育)」は、英訳では「elementary ed. p.30, p.70, universal ed. p.162」、「小学(校)」も「elementary (school)」が使用されている。ここでいう「普通教育」は、「高尚ノ学ヲ後ニシテ、普通ノ教育ヲ務ム」とあるように「高尚ノ学」と対置されている。この「普通」は、フルベッキのブリーフ・スケッチにおける"popular education"の"popular"と解して良いであろう。
- (11) 田中萬年、2006年参照。
- (12) 『新教育学大事典』第6巻、第一法規出版、平成2年。
- (13) ルソー著・今野一雄訳『エミール<1762年初版>(上)』岩波文庫、1962年版。
- (14) 元木健「対談・人間形成の根底と職業人育成のあり方とは」、元木健・田中萬年、2009年所収。
- (15) 堀尾輝久『人権としての教育』、岩波新書、1958年。
- (16) 堀尾輝久『教育入門』、岩波新書、1989年。
- (17) 田中萬年 2007年、2009年にて論じた。
- (18) 竹内常一『『教育の目的』と『普通教育』』、國學院大学教育学研究室紀要第37号、2002年。
- (19) 竹内常一『『総合学習』と教育基本法』、前掲書(7)。このように、教育研究者の論は戦後改革は成功したとの立場から論じているものが主である。
- (20) 戦後改革は幻想だったことについては、田中(2009年)をご参照頂きたい。
- (21) Carter V. Good, Editor, Third Edition "dictionary of education", McGraw-Hill Book Company, 1973.
- (22) なお、当時、「普通学」ということが追究されたが、これは今日的には「教養学」に類するので、本稿では論じない。熊澤恵理子「学制以前における『普通学』に関する一考察」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要・第1分冊(44)』、1998年を参照されたい。
- (23) 委員会等の議論の経過については、国立国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」より。
- (24) 「義務教育」の概念も問題である。「義務教育」の用語の原案も「初等教育」だったからである。この「義務教育」はマッカーサー草案では"compulsory education"であり、これを当初政府は「強制的ナル教育」と訳したが、政府の義務の意味であったことは明らかである。直訳すればおかしな意味になるので、「義務教育」としたが、"Education"は「能力開発」と考えれば異様ではなかったのである。これらのことについては田中(2007年)を参照されたい。
- (25) 日本語訳は永井憲一監『教育条約集』、小学館、1987年によった。
- (26) 同上。
- (27) なお、第21章に使用されている「教育」は全109章に使用された3個の「教育」の内の1個であり、「学制」が「学問」を目的として「教育」を目指していなかった一つの証拠といえる。他の使用箇所は「学費ノ事」の第89章と第99章である。
- ちなみに、「学制」と同時に頒布した「学制序文」では漢字に読みと意味のルビを付けているが、「学制」は「がくもんのしかた」であり、「学校」は「がくもんじょ」であった。教育史編纂会『明治以降教育制度発達史第1巻』、教育資料調査会、昭和13年。
- (28) 「普通教育」全46巻、金港堂、明治22~24年。第1『教育学』、第12『教育学汎論』がある。
- (29) 「普通教育全書」全14巻、博文館、明治25~27年。第12編『教育学』がある。
- これらの他にも生駒恭人『普通教育提要』、尚友社、明治22年、国府寺新作『普通教育学』、酒井清蔵、明治24年、栗原諭『普通教育法令全書』、文林堂、明治25年、ヘルマン・ケルン『普通教育学(格氏)』、富山房、明治25年等が発行された。
- (30) 明治政府の近代化を図るためにヒントを得ることと、不平等条約を改定するために、岩倉具視を団長とする総勢46名の視察団(他に留学生、随員等を含め総勢100名余)の2年弱に及ぶ欧米見聞の報告書であり、明治11年に刊行された。
- (31) 村瀬勉・田中萬年、2008年。
- (32) 使節団は商業学校、実業学校、工業学校、農村学校、職業学校、舟学校、建築学校、鉱山学校等11校を見学している。同上。
- (33) 田中不二磨呂、明治5年。『理事功程』は各省より派遣された各理事が省別に政府に上申しているが、特に田中のそれは他省に比べ出色であるとの評価が定説である。
- (34) 大久保利謙編著、昭和51年。

(35)既に大隈はフルベッキよりブリーフ・スケッチを得ていたので、"popular education"の意味を知っていたんだろう。

なお、「事由書」にはタイトルは付いていないが、先行研究の慣例により同様に「事由書」と呼ぶ。

(36)フルベッキは布教活動に止まらず、廢藩置県、帶刀禁止令(廢刀令)、「学制」、医学教育の建議、欧米使節、留学生の派遣・支援、お雇い教師招聘、旧約聖書や法令・洋書の翻訳、講義と講演等、西洋文化の移入に休む間もなく尽力し、元老院顧問となり、明治政府制度の中枢形成に果たした貢献は絶大であり、勲三等旭日章を授与された。日本に永年居住したため、母国の国籍を失い、日本より特許状を得て晩年も日本で過ごし、1898(明治 31)年永眠し、青山墓地に葬られている。

(37)田中彰、1991 年。

(38)寺子屋において実施されていたのは教育でないことについては田中(2006 年)を参照されたい。

(39)寺子屋において、漢籍等が使用されていたことについては、加藤徹、「明治維新を可能にした日本独自の漢文訓読文化」、『中央公論』、2008 年 6 月号を参照されたい。

(40)梅村佳代『近世民衆の手習いと往来物』、梓出版社、2002 年。

(41)"An American Dictionary of the English Language", Noah Webster, 1859 年。ちなみに同辞書は総頁 1,512 頁、3 段組の卓上版である。

なお、新渡戸稻造は"Bushido"を 1900 (明治 33) 年に著したが、その中で"The Forty-seven Faithfuls of whom is made in our popular education are known in common parlance as the Forty-seven Gishi." と書いて、"popular education"を使用している。矢内原忠雄はこれを「我國民の大衆教育上屢々引用せられる四十七士の忠臣は……」と昭和 13 年に訳している(岩波文庫『武士道』)。

また、刈谷剛彦は『大衆教育社会のゆくえ』、中公新書、1995 年を著しているが、「大衆教育社会」は「大規模に拡大した教育を基軸に形成された、大衆化した社会」と定義しているもののやや不明確である。また、「大衆教育」は定義していない。刈谷のいう「大衆教育社会」はいわゆる "Mass Education の社会" の意味であろう。

(42)高橋新吉・前田献吉・前田正名編『改正増補和訳英語辞書』、明治 2 年。

(43)新島は 1864 (元治元) 年に密出国してアメリカに渡っており、密航者という罪人であったが、彼の知識と才能の支援を得るために岩倉は留学生という肩書を与え、使節団員として仕事を手伝わせた。このことに関し田中不二麻呂

は大隈重信編『開国五十年史』(明治 40 年) に「教育瑣談」を寄稿し、「予は在米中の新島襄氏を伴ひて米国諸州を巡視し、轉じて欧土に航行し、各国の教育制度を探討し、大中小諸種の学校を视察せしが、其益する所のもの亦鮮からざりき。」と記している。

(44)森有禮は、1873(明治 6)年にアメリカで"Education in Japan"を刊行した。その"Education in Japan"に使用されている「普通」教育関連用語とその訳語(「日本教育論」・「日本教育策」・「合衆国教育概畧」・『森有禮全集第三巻』大久保利謙編〔近代日本教育資料叢書人物篇一〕宣文堂書店、昭和 47 年所収)の対照は次表の通りである。大久保は、Ⓐ「日本教育論」は伊東巳代治の翻訳資料を鈴木安蔵が写した写本から転載した、としている。

伊東は長崎出身で、明治憲法を実質的に起草した人物である。伊藤博文と森は旧知であった。伊東は伊藤と 1876(明治 9)年に知己となり、伊東は語学に堪能だったので、その後、森の上記本の訳を命じられたのであろう。

ただ、大久保は、伊東の翻訳の年代を明記していない。ちなみに、「鈴木安蔵旧蔵書」は愛知大学図書館に保存されており、「手書き資料」は名古屋大学法学部図書室に保存されている。しかし、16 点の手書き資料の中に「日本教育論」は無い。

伊東は 1882(明治 15)年に伊藤の憲法調査のための欧洲出張に随行しており、帰国後は憲法資料の整理で多忙を極めたであろうから、翻訳の暇は少なかっただろう。大久保は「訳文の調子からみて、明治初年のものであることは疑いない。」としている事から類推すると、伊東の翻訳は明治 9 年から明治 15 年の間ではなかろうか。

また、Ⓑ「日本教育策」と付録のⒸ「合衆国教育概畧」は『明治文化全集(教育編)』、1928(昭和 3) 年よりの転載である。教育編の編者海後宗臣の解説によると、訳者は左院または太政官の関係者で、角印「由之」の押印者、訳年は 1874・5(明治 7・8) 年頃であろう、とのことである。

翻訳されたと推定される年代は、いずれも既に見たよう、「普通」の用語が政府内で周知した後であり、次表のような訳は不思議でなかろう。ちなみに"Education in Japan"の現代語訳は尾形裕康、1963 年にある。

なお、中国は近代化を日本から学ぶために日清戦争直後の 1896 年に"Education in Japan"を廣學會譯『文学興国策兩卷』として翻訳・刊行した(田中、2006 年)。その対訳は次表右列の通りである。

当時の日本語訳も中国語訳も"Education in Japan"の直訳ではないので、より詳しい検討は今後の課題としたい。

"Education in Japan"における「普通」関連用語の訳語対照

| 資料 | 英語原文頁・行 | | 日本語訳頁・行 | | 中国語訳頁・行 | |
|----|------------------------------|---|----------------------|--------|-----------------------|-----|
| Ⓐ | p.19, L.11& L.19 | common-school system | 11 頁左 6 行 及び左 1 行 | 普通学校 | 卷上 7 頁 7 行 及び左 3 行 | 義學 |
| | p.20, L.11 | common-school system | 12 頁 8 行 | 普通学校 | 卷上 7 頁次 4 行 | 義學所 |
| | p.49, L.1 | common school | 33 頁 3 行 | 小学予備 | 卷上 17 頁次 8 行 | 義學 |
| Ⓑ | p.134, L.8 | universal education | 46 頁左 3 行 | 一般ノ教育 | (訳なし) | |
| | p.137, 下 L.11 他に多数 | general education | 48 頁 12 行 他に多数 | 一般教育 | 卷下 18 頁 9 行 他に多数 | 文學 |
| Ⓒ | p.154, L.2 | elementary instruction | 57 頁 2 行 | 普通教育 | 卷下 21 頁 2 行 | 公學 |
| | p.156, 下 L.8, & 下 L.12 | general education | 58 頁 8 行 | 一般教育 | 卷下 22 頁 2 行 | 公學 |
| | p.158, 下 L.8 | education | 59 頁 11 行 | 一般教育 | 卷下 22 頁次 4 行 | 文學 |
| | p.159, L.14 | elementary education | 59-60 頁左 1-1 | 普通教育 | 卷下 22 頁次 10 行 | 文學 |
| | p.169, 下 L.11 | primary or common school | 65 頁 9 行 | 普通小学 | 卷下 25 頁次 2 行 | 公學 |
| | p.189, L.14 & p.191, L.11 | elementary and sec- ondary public school | 75 頁 8 行 76 頁 8 行 | 初等普通小学 | 卷下 28 頁次 2 行 (訳なし) | 學堂 |

(45) 大越哲仁『理事功程』と新島襄、同志社新島研究会、『新島研究』第 94 号、2003 年。

(46) 同上書。

(47) 『新島襄全集 6』、107 頁。

(48) 同上、110 頁

(49) 大越哲仁、前掲書(45)。

(50) Noah Webster, 前掲書(42)。なお、同辞書の"universal" の形容詞は次のように定義されていた（ただし、解説例を略す）。

1. All; extending to or comprehending the whole number, quantity, or space; as, universal ruin; universal good; universal benevolence.
2. Total; whole.
3. Comprising all the particulars; as, universal kinds.
4. In botany, a universal umbel is a primary or general umbel; the first or largest set of rays in a compound umbel; opposed to partial. A universal involucre is not unfrequently placed at the foot of a universal umbel.

上の定義のように、"universal"は「普通」よりも、「全ての」や「全体的な」のような意味であろう。

ただ、Shannon Payne は"McGuffey Reader"を用いて "19th Century Education"で、"universal education for everyone"と述べているように、当時の社会では"universal education"が使用されていたようである。

ところで、"universal"という言葉を"education"と関連づけて初めて使用したのは、管見ではコメニウスのようである。Jan Amos Komensky "Didactica Magna", 1592-1670, 鈴木秀男訳『大教授学 1』、明治図書、1971 年。そ

の関連用語の文章は「大教授学 (Didactica Magna) いいかえますと、あらゆる人に(omnes)あらゆる事柄を(omnia)教授する・普遍的な技法(universale artificium)をお目にかけたいと思います。」となっている。

(51) 『新島襄全集 6』、102 頁。

(52) 例えば、1928（昭和 3）年 8 月 27 日にパリで締結された「戦争拠棄ニ関スル條約」(Kellogg-Briand Pact、いわゆる“不戦条約”）の第 1 条にある"in the names of their respective peoples"（人民ノ名ニ於テ）は「國体の本義に悖る」にもかかわらず、これに「無条件にて調印したる」内田全権顧問官は「責任を負ふ」べし、との枢密院の伊東精査委員長の批判により政治問題となった。内田顧問官は辞職し（『朝日新聞』昭和 4 年 6 月 27 日）、更に内閣改造問題にも及び、1 年後の昭和 4 年 6 月 27 日に「帝国憲法ノ條章ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス」（外務省『日本外交年表暨主要文書』、原書房、1965 年）として同条約を批准したのであった。

また、周知のように、マッカーサー草案の"people"に「日本国憲法」では「国民」の用語を当てた。このことが在日韓国人等の今日の問題になっているのである。

なお、戦前のプロレタリア文学の代表作である『蟹工船』においては「人民」を伏せ字にしていなかったように、一般的に「人民」は排除されていなかった。

(53) 佐々木英一「ドイツ教育学における一般陶冶と職業陶冶の関係」、元木健・田中萬年編著、2009 年所収。

(54) 田中、2007 年に明らかにした。

なお、本稿は齊藤健次郎氏の、田中の見解（田中、2009 年）は「普通教育と職業教育がどういう関係になるべきか」という問題を明確にしないと、責任を果たしたことにならないのではないかと思っている。」という 2009 年 1 月に頂いたご激励への回答の一端になると考へ纏めた。

The beginning and problems of the term Futsu Kyo-iku*

— The background of fermenting the vocational training avoidance —

Kazutoshi TANAKA, Tsutomu MURASE

* The word "Kyo-iku" in "Futsu Kyo-iku" is generally translated into English "education." "Futsu," however, is polysemous and ambiguous word. Looking "Futsu" up a Japanese-English dictionary, you could find many English words; for example, average, common, conventional, everyday, general medial, mediocre, normal, ordinary, regular, universal, usual, etc. Also all the adjectives in the following English terms are translated into Japanese "Futsu": a general or regular course, an ordinary member, a regular class, a regular or an ordinary loan, common stock, an ordinary share, civil architecture, plain steel, a general, ordinary, or academic high school, an open check, second-class car, an ordinary seat or unreserved seat, a foliage leaf, ordinary deposit, a slow or local train, etc.

Today, the Japanese use the term Futsu Kyo-iku (普通教育) undoubtedly without detailed consideration of its meaning and have faith in its spirit. Overemphasis on Futsu Kyo-iku has developed a way of thinking peculiar to the Japanese which neglects or despises vocational training.

The purpose of this paper is to throw light on the historical process of such Futsu Kyo-iku view and on its problems which have developed a regrettable tendency for vocational training in Japan. The first part, the present situation of Futsu Kyo-iku, is concerned with understanding of Futsu Kyo-iku among the Japanese of today. The second part, the development of Futsu Kyo-iku, explains that the Constitution of Japan provided Futsu Kyo-iku. The third part, the beginning of the term Futsu Kyo-iku, shows how the term was established and has been used in Japan.

The Iwakura Mission made a tour of inspection in USA and Europe in 1871-1873. The Mission was originally proposed by Guido Verbeck, a Dutch missionary, educator and foreign political advisor in

the Meiji period of Japan. The proposal was called a brief sketch. One of the proposal was to examine the various systems of schools and the laws in regard to popular education.

After the tour the members of the Mission published "Riji Kotei (a specialist's report)" in 1873 and "Bei-o Kairan Jikki (A record of the Ambassador's Journey of Observation)" in 1878. The former is a report of educational systems and practices in Western countries and the latter is a detailed record of all events and impressions during the tour. In the Riji Kotei the Japanese term, as the translation of Verbeck's popular education, "Min-shu Kyo-iku (民衆教育)" or "Koku-min Kyo-iku (国民教育)," was not used, but the Futsu Kyo-iku was used first. Moreover, the term was frequently used in the Jikki and spread among the Japanese. The meaning of the word Futsu in the term Futsu Kyo-iku is ambiguous, but the Japanese have used the term undoubtedly keeping the ambiguity and statesmen exploited the term for their own convenience.